

製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況（2024 年度）について

2025 年 12 月 22 日
日本製紙連合会

1. はじめに

製紙業界における違法伐採対策は、「違法伐採対策に係る林野庁のガイドライン」に基づき、「個別企業の独自の取り組みによる方法」で各社自主的に行われていたが、**2007 年度**にこれらの取り組みに客観性と信頼性を担保させるため、製紙連合会が会員企業の違法伐採対策をモニタリングするとともに、その結果について、第三者委員会の指導、助言及び監査を求める「違法伐採対策モニタリング事業」を開始し、業界全体としての違法伐採対策のレベルアップに努めてきた。

そうした中、**2017 年度**に施行された「合法伐採木材等の利用及び流通の促進に関する法律（クリーンウッド法）」において、木材及び木材製品を取り扱う事業者は、官需、民需を問わず、全て木材、木材製品の合法性を確認するよう努めなければならないこととなった。

このため、製紙連合会では、EU の木材規制法（EUDR の前身）等諸外国の動向も踏まえ、合法性確認の強化を図る観点から、クリーンウッド法の施行を機に、会員各社が自ら合法性の確認（デューディリジェンス: DD）を行うための「合法証明 DD システムマニュアル」を作成し、各社では、このマニュアルに基づいて自社の合法証明 DD システムを作成している。

2019 年度からは、各社が自社の合法証明 DD システムに基づき、調達する原料の合法性を確認しており、その結果を、製紙連合会がモニタリングしている。

今年度は、2025 年 9 月から 10 月にかけて 29 社（12 グループ）に対して、2024 年度の取り組みについて製紙連事務局による第 19 回のモニタリングを実施した。その結果の概要は以下の通りである。

なお、本年 4 月施行の改正クリーンウッド法施行下における**2025 年度の取り組み**については、来年度の第 20 回モニタリングにおいて報告する。

2. 製紙業界の違法伐採対策の実施状況

今回、違法伐採対策モニタリング事業に参加した企業は、下記の会員企業 15 社及び関連企業を含む 12 グループ 29 社（クリーンウッド法に基づく登録企業）である。

- ① 王子エフテックス、王子製紙、王子マテリア等 計 11 社
- ② 大阪製紙
- ③ 大王製紙
- ④ 中越パルプ工業等 計 3 社
- ⑤ 特種東海製紙等 計 2 社
- ⑥ 日本製紙、日本製紙パピリア等 計 3 社
- ⑦ 兵庫パルプ工業
- ⑧ 北越コーポレーション等 計 2 社
- ⑨ 丸三製紙
- ⑩ 三菱製紙
- ⑪ リンテック
- ⑫ レンゴー等 計 2 社

3. 違法伐採対策モニタリング事業の調査結果

今年度の違法伐採対策モニタリング事業の調査結果は以下の通り。

（1）製紙連事務局によるモニタリング結果

- ・ 各社の違法伐採対策は、原料調達方針を策定するとともに、合法証明システムとしてサプライヤーと覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらい、現地確認を行うなど、林野庁のガイドラインに基づき適切に実施されている。
- ・ 各社の DD システムマニュアルにおける改訂履歴の掲載やトレーサビリティレポートの記載内容の充実など、過去の本モニタリング事業での指摘事項を踏まえた改善が引き続き着実に進められている。

- ・ 輸入されるパルプ材及びパルプについては、その全てを森林認証材あるいは森林認証制度の下で認証された管理木材（CW）で対応する企業がほとんどとなっている。この森林認証等に加えサプライチェーン情報として、各社においてはトレーサビリティレポートを入手するなど概ねリスクアセスメントが適切に実施されている。
- ・ 国産木材チップについては、購入先と覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらう取組を基本とする会社と、木材チップ業者の団体認定による合法証明等を活用する取組を基本とする会社があるが、いずれも適切に実施している。

（2）監査委員会の結果

2025年12月8日に第三者による監査委員会を開催し、上記モニタリング結果を報告し意見を聴取したところ、監査委員からは、
①事務局が5年分の関係書類を入手するなど充実した取組である、
②会員企業において改善された事例が見られ評価できる、
③事務局が十分な分析を行い会員企業の取組が良くなってきている、本事業が適切に実施されるよう引き続き努力して欲しいなどのコメントを頂き、内容についても、**特段の指摘は無く了承**された。

製紙連合会としては、違法伐採対策を実施している会員企業に対して、製紙連事務局のモニタリング結果及び監査委員会の指導・助言をフィードバックし、各社の取組の改善・向上に資するとともに、本モニタリング事業の効果的な実施を通じて本年4月から施行された改正クリーンウッド法にも的確に対応することにより、今後とも業界全体の違法伐採対策の一層の充実を図っていく考えである。

4. 終わりに

2007年度から始まった違法伐採対策モニタリング事業も、今年で19回目を迎える。会員企業の間では定着している。現在、会員各社では、製紙連の「**合法証明 DD システムマニュアル**」を用いて作成した自社の合法証明 DD システムに基づいて、調達する原材料の合法性確認のための情報を収集・保管するなど、合法伐採木材等の流通・利用の促進に積極的に取り組んでいる業界として高く評価されている。

会員各社の取組状況を確認・評価する違法伐採対策モニタリング事業は、生物多様性やネイチャーポジティブ、T N F D等の情報開示の面からも重要性を増しており、改正クリーンウッド法への対応はもとより、業界評価の維持・向上に資するよう、引き続き、製紙連としても本事業の適切な実施に努めてまいりたい。

なお、今年度の各社の合法木材の利用状況については、登録実施機関である日本ガス機器検査協会に報告し、その確認を経て林野庁に報告される。